

一般社団法人日本インターネットガバナンスフォーラム支援機構の設立時社員になる件、
および、基金の拠出に関して

掲題の件、国内 IGF 活動の関係者各位との協議調整の結果、以下のように対応したく、承認を
求める。

1. 「日本インターネットガバナンス会議(IGCJ)」、「IGF Japan」、「Japan IGF」、「国内 IGF 活動活発化チーム」、「日本 IGF タスクフォース」などの名称で展開してきた国内 IGF 活動の一層の発展に資するため、その活動の基盤を「一般社団法人日本インターネットガバナンスフォーラム支援機構」(JPIGFSO) (以下、当該法人) として法人化し、これに設立発起人、設立時社員として参画する。
2. これに関する設立趣意書と定款の案を、別紙 1、別紙 2 として示す。
3. 当該法人の設立始動段階の安定的な運営を担保することなどの目的のために、設立時基金として 100 万円を 2025 年度 JPNIC 予算から拠出し、2025 年度内に支払う。
4. 当該法人に、年会費 50 万円の A 種正会員として入会する。2026 年度の年会費に関する予算措置を行うとともに、以降の年度に関しても事業計画の中で検討し、適宜予算措置を行う。
5. 江崎浩 理事長を、当該法人の設立時理事とする。
6. 当該法人設立時の想定として、事務局 前村政策主幹を、当該法人の定款によって規定される日本インターネットガバナンスフォーラムの座長候補とし、同フォーラムの総意による選任を目指す。
7. 国内 IGF 活動の今後の更なる発展のために、1.に示した現在に至るまでの国内 IGF 活動に関して、当該法人設立によって構成される新たな活動体制に統合するべく、解散を始めとする必要な手続きや措置を講じる。

別紙 1 : 当該法人設立趣意書案

別紙 2 : 当該法人定款案

以上

2026年2月21日

一般社団法人日本インターネットガバナンスフォーラム支援機構 設立趣意書

インターネットは、過去30年あまりで急速に利用が広まり、人類は「デジタル社会」に突入した。2022年秋ごろから飛躍的に性能が向上した生成AIは、今や社会の在り方を根本的に変えつつある。経済発展を推進し、無限の可能性を秘めたデジタル技術ではあるが、一方では、セキュリティーの懸念や、偽・誤情報の拡散、デジタル格差の拡大等、多くのリスクや課題も指摘されている。

国際的に見ると、近年の地政学的背景から、インターネットの分断や経済安全保障の問題が深刻さを増している。デジタル技術は、軍事面でもさらに重要となり、デジタル覇権が大きな経済的、政治的要素となっている。

今こそ、インターネットやデジタル社会の在り方を国際的に議論し、人類共通の資産として育てる取り組みが急務となっている。

2006年の第1回アテネ会議から20年に渡り継続されてきた国連のインターネットガバナンスフォーラム(Internet Governance Forum = 「IGF」)は、その一つの取り組みである。¹ IGFでは、AIやセキュリティー、インターネットの安定的な管理問題等、広い技術的、制度的問題を議論してきた。政府関係者に加え、市民社会、民間企業、技術者コミュニティ、アカデミア等、いわゆる「マルチステークホルダー」の参加を得て、多くの課題に取り組んできた。

IGFは、年に一度開催される世界会議に加えて、地域毎や国毎で開催される会議(NRI)²を通じて、世界中の草の根の参加を促進している。日本でも、有志の人々が世界会議やアジア太平洋地域の会議(APrIGF)³などに参加し、情報収集や情報発信を行ってきた。2025年12月17日には、ニューヨークの国連総会の場で、これまで時限的に開催してきたIGFを恒久的に継続することが決定された。また、NRIの重要性も再確認されており、国際社会でIGFの役割がさらに高まりつつある。

日本国内でも、日本IGFとしてIGF活動を継続してきた。⁴ しかしながら、日本でのIGF活動は、ボランティアに支えられた任意団体であることから、資金的にも、

¹ 日本は、2023年10月に、京都で第18回のIGF会議をホストした。京都会議には岸田文雄内閣総理大臣や各国首脳、オンラインを入れると1万人近い参加(内6,200人以上が現地参加)を得て、5日間に渡って300以上のセッションが持たれた。

² National and Regional Initiatives と呼ばれ、2025年4月現在世界で176の活動が登録されている。

³ 日本は、2012年に第3回APrIGFを東京でホストした。

⁴ 現在は、「国内IGF活動活発化チーム」という名称で、年次シンポジウムを始め、毎月1回以上の頻度で、連絡会や勉強会を開催している。

法的にも限界を感じて来た。例えば、非営利団体として寄付を得ることが難しく、また各種イベントへの諸官庁からの支援を得にくい等、多くの制約があった。

そこで、日本国内での賛同者を広め、さらに活動を推進するために、日本での活動を法人化するべきと考えるに至り、「一般社団法人日本インターネットガバナンスフォーラム支援機構（仮称）」（新法人）の設立を呼び掛けるものである。

この法人は次を目的とする。

「インターネットの仕組や構造、運営等に関する制度や体制、インターネットを活用したデジタル社会の様々な制度、体制や運営等の在り方や課題、その解決策等について、さまざまな利害関係者が自由に参加し、闊達な議論ができる場を提供すること。その他の必要な活動を行うことにより、インターネットを前提とした社会において、その基盤やサービス等の持続的な提供や運営の確保その他の国民利用者の利益並びに我が国及び世界の社会の発展に貢献すること。」

国連では、2024年9月に未来サミット会議（Summit of the Future）が採択した「未来のための協定（The Pact for the Future）」の付属文書として Global Digital Compact(GDC)が決議された。そこでは、AI問題を含むデジタル問題を扱う部門の新設が決まり、IGFに加え、途上国を含む世界の国々の参加によりデジタル問題を議論する場が準備されている。新法人は、こうした世界の動きに対応し、IGFのみならずデジタル社会に関わる様々な活動への日本からの参加を支援する場としても機能することを目指すものである。

新法人は、理事会や会員の制度を設け、コンプライアンスを徹底し、小規模ながらも広く一般からの期待と信頼に応える体制を整え、できるだけ広い参加を得て闊達な議論を行うフォーラムの運営管理を行うことを目指すものである。誰もがインターネットを活用する時代において、一般市民や企業など誰もが活動に参加でき、活発な議論が交わされる場の設定を目指すとともに、将来のデジタル社会をリードする若者（ユース）の育成など、これまでこうした活動に触れる機会の少なかった人々にも参加を呼び掛け、活動を拡大することによって、皆で共同して「未来のデジタル社会」を作って行きたい。

2026年2月21日時点

発起人一同：

村井純（慶応義塾大学）

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）

一般財団法人インターネット協会（IAJapan）

一般社団法人日本IT団体連盟

株式会社日本レジストリサービス（JPRS）

京都情報大学院大学（KCGI）

株式会社インターネットイニシアティブ（IIJ）

加藤幹之（国内IGF活動活発化チームチェア）

GMOインターネット株式会社

法人設立後も、設立趣旨に同意いただき、「賛同者」として、会員としての参加や活動の支援、ご協力をいただける団体や個人を追記させていただきたいと思っております。

以上

一般社団法人日本インターネットガバナンスフォーラム支援機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本インターネットガバナンスフォーラム支援機構と称する。

2 当法人は、英語ではJapan Internet Governance Forum Supporting Organizationと表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、インターネットの仕組みや構造、運営等に関する制度や体制、インターネットを活用したデジタル社会の制度、体制や運営等（以下「インターネットガバナンス」という。）の在り方や課題、その解決策等について、さまざまな利害関係者が自由に参加し、闊達な議論ができる場を提供することその他の必要な活動を行うことにより、インターネットを前提とした社会において、その基盤やサービス等の持続的な提供や運営の確保その他の国民利用者の利益並びに我が国及び世界の社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) インターネットガバナンスの在り方や課題、その解決策等（以下本条において「インターネットガバナンス等」という。）についての対話に関する事業
- (2) インターネットガバナンス等についての調査研究に関する事業
- (3) インターネットガバナンス等についての教育や啓蒙に関する事業
- (4) 国内外のインターネットガバナンス関連活動への参加や情報交換、情報発信その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は、次に掲げる種類の者（以下併せて「会員」という。）とし、正会員（A種正会員及びB種正会員）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 インターネットガバナンスに関する関心、知識、経験等を有する者であって、当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体（法人を含む。以下同じ。）

ア A種正会員 正会員のうち、理事会が別に定めた金額の会費を納入した者

イ B種正会員 正会員のうち、理事会が別に定めた金額であってA種正会員が支払うべき金額未満の会費を納入した者

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 当法人の事業又はインターネットガバナンスに関する功勞のあった者であって社員総会において推薦され入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときにそれぞれ正会員又は賛助会員となる。

- 2 名誉会員に推薦された者は、当該者の承諾をもって名誉会員となる。

(経費等の負担)

第8条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。支払うべき金額及び支払いの方法については、理事会において別に定める。

- 2 正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 当法人を退会しようとする者は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、当法人は、退会者が既に支払った会費を返還しないものとする。

2 正会員が次の各号の一に該当する場合にあっては、退会したものとみなす。

- (1) 破産手続開始決定を受けたとき
- (2) 前条の支払義務を2年以上履行しなかったとき

3 賛助会員及び名誉会員については、前項第1号を準用する。

(除名)

第10条 当法人の会員が次の各号の一に該当する場合は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、決議の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 定款、その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 会員が当法人から退会したとき
- (2) 会員が当法人から除名されたとき
- (3) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更

- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 当法人の運営に関する重要な事項として、理事会において社員総会に付議した事項
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第15条 当法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して臨時社員総会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、前項の規定にかかわらず、当該請求のあった日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が社員総会を招集するときは、法令の定めるところにより、会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、会日の14日前までに各社員に対して通知しなければならない。
- 4 社員総会の招集に際しては、社員総会参考資料等の内容である情報について電子提供措置をとることとする。ただし、書面交付請求を行った正会員へは電子提供措置事項を記載した書面を交付することとする。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 A種正会員は、5個の議決権を有し、B種正会員は、1個の議決権を有する。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、出席した正会員の総議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 長期借入金の借入れ

(4) 定款の変更

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行う。なお、理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面又は電磁的方法による表決等)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前二条の規定の適用については、その正会員は社員総会に出席したものとみなす。

(議決権を持たない出席者)

第22条 賛助会員及び名誉会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第23条 社員総会を開催したときは、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印をすることとする。

第4章 役員

(種類及び定数)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、2名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、理事会又は正会員の推薦を受けた者の中から社員総会において選任する。推薦及び選任の方法は、この定款に定めるもののほか、社員総会の決議により別に定める。

- 2 理事長、副理事長は、理事会の決議により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事会は、副理事長の中から、第42条の規定により開催する日本インターネットガバナンスフォーラム（英語名称は「Japan IGF」、以下「当フォーラム」という。）の会議（第42条第4項において定める。）のフォーラム運営に携わる、フォーラム担当副理事長1名を選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、それぞれ次の各号に定めるところにより当法人の業務を分担執行することとし、その他必要な事項は理事会において別に定める。

(1) フォーラム担当副理事長 座長あるいは副座長として、本定款に当フォーラム座長の業務として規定する次のイからトまでに掲げる業務あるいはその支援、その他の当フォーラムの円滑な運営と管理を支援し、理事会への提案や説明を行う業務

イ 第42条に規定する当フォーラムの会議の開催と議事進行

ロ 第42条に規定する正構成員会の総意による分科会の設置及び廃止と分科会座長の選任

ハ 第46条に規定する正構成員会の総意による副座長（以下「フォーラム選出副座長」という。）の選任

ニ 第47条に規定する正構成員会の総意による同会議の運営員の選任

ホ 第48条に規定する正構成員会の総意によるNRI Coordinatorの選任

ヘ 第49条に規定する当フォーラムの総意による理事会への提案

ト 第52条に規定する正構成員会の総意による当フォーラムの運営事項の決定

(2) 副理事長のうち、前号に掲げる者以外の者（以下「事務管理部門担当副理事長」という。） 前号に掲げる業務以外の業務

- 4 フォーラム担当副理事長は、同号の当フォーラムの円滑な運営と管理のために必要な業務の執行の状況及び当フォーラムにおける議論の状況について、理事会の決議の要否にかかわらず、理事会と意思疎通を行い、もって当法人の業務の円滑な執行に努めなければならない。
- 5 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序で副理事長が職務を代行する。
- 6 理事長、副理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行うこととする。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職
- (4) 評議委員会、部会及び当フォーラムの内部規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (6) 第50条の規定に基づく座長、副座長、運営員、NRI Coordinator、分科会座長（以下「座長等」という。）の解任

(種類及び開催)

第34条 当法人の理事会は、通常理事会と臨時理事会とし、通常理事会は、毎

年2回開催し、臨時理事会は必要に応じて開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長以外の理事又は監事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して臨時理事会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を会日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、前二項の規定にかかわらず、前項に規定する請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。
- 4 理事会を招集するときは、会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、会日の1週間前までに通知することとする。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。
- 3 第49条の規定に基づき提案された事項を否決あるいは修正する旨の決議を行った場合（前項の規定によって当該決議があったものとみなす場合を含む。）には、理事会は、結論に至る議論の経緯を取りまとめた理由書を作成し、第42条の規定により当法人が開催する会議において、当該理由書を示すとともに、その内容を報告しなければならない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議を経て別に定める。

第6章 日本インターネットガバナンスフォーラム

(設置)

第42条 当法人は、その目的を達成するため、インターネットガバナンスの在り方や課題、その解決策等について、さまざまな利害関係者が自由に参加し、闊達な議論を行う場として、第26条に定める当フォーラムを任意に設置する。

2 当フォーラムは、国連インターネットガバナンスフォーラムの活動を含むインターネットガバナンスに関する活動の場をなすものとして設置されるものであり、その事実を公表することその他の国連インターネットガバナンスフォーラム事務局が公表しているガイドライン等に定められる要件を満たすものでなければならない。

3 当フォーラムは、国連インターネットガバナンスフォーラム事務局に自らをNRIとして届け出るものとし、我が国における国連インターネットガバナンスフォーラムの活動に関する連絡調整等の任を担い、国連インターネットガバナンスフォーラム事務局や他のNRIとの連絡調整の任を担う者（以下「NRI Coordinator」という。）の選任その他の前項に規定する要件を満たすために必要となる事項については、第48条及び第52条に規定する手続きに従って定める。

4 当フォーラムは概ね月に一回程度の会議（以下「月例会」という。）を開催する。また、概ね年に一回、日本インターネットガバナンスフォーラム年次総会を開催する（月例会及び当該年次総会を総称して「会議」という）。

5 当フォーラムは、インターネットガバナンスに関わる専門的な議論を行うために分科会を設置し、その会議の開催と議事進行を行う者として、分科会

座長を選任することができる。ただし、その設置及び分科会座長の選任は、正構成員会（第44条において定める。）の総意に基づき座長が決定することにより行うものとする。

- 6 当フォーラムの構成員は、その個人名義において本フォーラム又は分科会に関する情報発信をすることができる。

（構成員）

第43条 当フォーラムの会議に当たっては、当法人の役員又は会員であるか否かを問わず、また、団体と個人とを問わず、広く一般から参加を募る。

- 2 当フォーラムの会議への参加を希望する者は、当法人が別に定める要件を満たした上で当法人が別に定める参加申込書により申し込み、参加の意思を示すことにより、参加が可能となる構成員として登録されるものとする。
- 3 当フォーラムの会議においては、第52条の規定に従い、構成員の中から正構成員を登録する。

（正構成員会）

第44条 当フォーラムに、すべての正構成員をもって構成する正構成員会を置く。

- 2 正構成員会は、この定款の規定に基づく座長による決定の基礎となる総意を取りまとめるものとする。ただし、正構成員会の会合の開催時期、招集手続、総意の取りまとめの方法その他の正構成員会の運営に関する事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議によって別途定める。

（座長）

第45条 正構成員会は、その総意で座長を選任する。

- 2 当フォーラムの会議は、座長及び副座長がその議事を進行する。
- 3 当フォーラムの議事進行において座長及び各副座長の全員又はいずれかの間において見解に相違がある場合には、座長及び各副座長全員の協議によって相違を解消しなければならない。
- 4 座長の任期は2年とし、再任を妨げない。

（副座長）

第46条 座長は、自身がフォーラム担当副理事長である場合、正構成員会の総意により、正構成員の中から2名のフォーラム選出副座長を選任し、座長を補佐させることとする。

- 2 座長は、自身がフォーラム担当副理事長でない場合、正構成員会の総意に

より、正構成員の中から1名のフォーラム選出副座長を選任し、フォーラム担当副理事長をもう1名の副座長として、これら2名の副座長に、座長を補佐させることとする。

- 3 フォーラム選出副座長の任期は1年とし、再任又は座長による選任後2年を上限とする任期の伸長若しくは短縮を妨げない。
- 4 フォーラム担当副理事長である副座長は、第25条第4項の規定により理事会により選任され、その任期は、副理事長としての任期に準じるものとする。

(運営員)

第47条 座長は、正構成員会の総意により、正構成員の中から10名程度の運営員を選任し、当フォーラムの運営を補佐させることができる。

- 2 運営員の構成は国連インターネットガバナンスフォーラム事務局が公表しているガイドライン等に定められる、Organizing Teamの要件を満たすこととする。
- 3 運営員の任期は1年とし、再任又は座長による選任後2年を上限とする任期の伸長若しくは短縮を妨げない。

(NRI Coordinator)

第48条 座長は、正構成員会の総意により、正構成員の中から1名以上のNRI Coordinator（第42条第3項において定める。）を選任し、その任に当たらせることができる。

- 2 NRI Coordinatorは国連インターネットガバナンスフォーラム事務局が公表しているガイドライン等に定められる要件を満たすこととする。
- 3 NRI Coordinatorの任期は1年とし、再任又は座長による選任後2年を上限とする任期の伸長若しくは短縮を妨げない。

(理事会決議の提案)

第49条 座長及び副座長は、次の各号に掲げる事項その他理事会の決議を求め、提案をすべきである旨の正構成員会の総意がある場合には、フォーラム担当副理事長を通じて、理事会に当該提案をしなければならない。

- (1) 当法人の名において行う意見や考えの表明について
 - (2) 当法人の名において行う行政機関に対する申請等について
 - (3) 第52条の規定により定められる当フォーラムの運営に関し必要な事項の策定と変更について
- 2 座長及び副座長は、次の各号に掲げる事項その他の当法人の目的を達成す

るために当法人として実施する事項やその内容について理事会の決議を求め
る提案をすべきである旨の正構成員会の総意がある場合には、フォーラム担
当副理事長を通じて理事会に当該提案をしなければならない。

(1) 当法人の次の事業年度以降の事業計画書及び収支予算書の内容につ
いて

(2) 次のイに掲げるものその他の当法人の予算を用いて行う施策や行事の
実施について

イ 当法人の目的を達成する範囲における行事や催しの開催又は実施につ
いて

3 座長及び副座長は、前二項の規定に基づき理事会に提案をする場合には、
提案の理由その他の当該提案に係る当フォーラムの議論の状況を、フォーラ
ム担当副理事長を通じて理事会に説明しなければならない。

(座長等の解任)

第50条 理事会は、座長等が以下の各号に掲げる事項に該当する場合、その決
議により、該当する座長等を解任することができる。なお、理事会がフォーラ
ム担当副理事長を解職した場合であつて、その解職されるフォーラム担当副理
事長が副座長である場合、副座長としても解任されたものとする。

(1) 法令、当法人の定款若しくは諸規程に違反し、又はそのおそれがある
行為

(2) 当法人若しくは第三者の名誉を毀損し、それらの権利若しくは利益を
侵害し、又は、それらのおそれがある行為

(3) 当法人の目的に反し、又はそのおそれがある行為

(4) 国連インターネットガバナンスフォーラム事務局が公表するIGF Code
of Conductに違反し、又はそのおそれがある行為

(5) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある行為

(議事録)

第51条 当フォーラムの会議の議事については、第52条の定めるところにより
議事録を作成する。

2 前項の規定により作成した議事録は、書面又は電磁的方法により広く一般
に公開する。

(運営事項の決定)

第52条 座長は、正構成員会の総意に基づき、当フォーラムの運営事項を決定
する。

- 2 この定款に定めるもののほか、当フォーラムの運営事項に関する総意の取りまとめの方法、正構成員の登録方法その他の当フォーラムの運営に関し必要な事項は、第49条の規定による提案を基に、理事会の決議によって定める。
- 3 理事会が前項の規定により当フォーラムの運営に関し必要な事項を変更するための決議を行おうとする場合において、当該決議が第49条の規定による提案によるものでないときは、理事会は、あらかじめ当該決議を行おうとする内容を正構成員会において説明し、意見を聞かなければならない。

第7章 部会

(設置)

第53条 当法人は、当法人の目的を達成するため、任意に部会を設置することができる。

- 2 部会の設置及び廃止、活動内容、並びに参加資格その他の部会の運営と管理に必要な事項は、理事会の決議によって定める。

第8章 評議委員会

(設置等)

第54条 当法人に、当法人の運営について、多様な利害関係者の参加を得て、必要な助言を行う評議委員会を任意に設置する。

(助言)

第55条 評議委員会は、社員総会若しくは理事会からの求めに応じ、又は各評議委員が必要だと認めたときは、社員総会又は理事会に対し必要な助言を行う。

- 2 社員総会及び理事会は、前項の規定による助言を真摯に参考としなければならない。
- 3 評議委員会は、当フォーラムの座長からの求めに応じ、当フォーラムにおいて必要な助言を行う。
- 4 当フォーラムの座長は、前項の規定による助言を真摯に参考として当フォーラムにおける議事を運営しなければならない。

(評議委員の選任とその構成)

第56条 評議委員会は、3名以上の評議委員をもって構成する。

- 2 評議委員は、理事会の推薦を受けた者の中から社員総会において選任し、当該選任に基づき理事会が委嘱する。推薦及び選任の方法は、この定款に定

めるもののほか、社員総会の決議により別に定める。

- 3 理事会は、多様な利害関係者により可能な限り均しく構成されるよう留意した上で社員総会に評議委員の推薦をしなければならない。

(任期)

第57条 評議委員の任期は2年とする。ただし、前条の委嘱に当たり、別に定めることができる。

(委員長及び副委員長)

第58条 評議委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、評議委員の互選により選任され、副委員長を指名する。
- 3 委員長が欠けたとき又は事故があるときは、副委員長が職務を代行する。

(招集)

第59条 評議委員会は、委員長が招集する。ただし、1名以上の評議委員から開催の要請があった場合には、委員長は評議委員会を招集しなければならない。

(議長)

第60条 評議委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(定足数)

第61条 評議委員会は、評議委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(評議委員以外の者の出席)

第62条 当法人の役員又は評議委員会が必要と認めた者は、評議委員会の求めに応じ、評議委員会に出席し、説明を行い、又は意見を述べるができる。

(多様な利害関係者からの観点)

第63条 評議委員会は、第55条の規定により助言を行うに当たっては、可能な限り多様な利害関係者からの観点が当該助言に反映されるよう、必ずしも評議委員会の決議によりその意見を統一することを要しないものとし、各評議委員からの個別の意見も含めた議事の要約をもって当該助言を行うこととする。

(委員会の公開)

第64条 評議委員会は、公開することにより評議委員又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他委員長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

(細則)

第65条 評議委員会の運営と管理に関し必要な事項は、この定款で定めるもののほか、理事会が別に定める。

第9章 基金

(基金の拠出等)

第66条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 この定款に定めるもののほか、基金に必要な事項は、理事会の決議（法人設立前にあっては、設立時社員の全員の同意）によって定める。

4 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第10章 資産及び計算

(事業年度)

第67条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の構成)

第68条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 事業に伴う収入

(4) 寄付金品

(5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(財産の管理)

第69条 当法人の財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議によって定める。

(経費の支弁)

第70条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第71条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会及び社員総会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第72条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(長期借入金)

第73条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、正会員の議決権の総数の3分の2以上の決議によらなければならない。

(剰余金の不分配)

第74条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第12章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第75条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第76条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第77条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 附則

(委任)

第78条 当法人の運営に必要な事項は、この定款で定めるもののほか、理事長が別に定める。

(最初の事業年度)

第79条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第80条 当法人の設立時理事、設立時代表理事、設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 江崎浩
大槻智行
小畑至弘 (事務管理部門担当副理事長)
加藤幹之
長谷川亘
堀田博文 (フォーラム担当副理事長)

設立時代表理事 加藤幹之

設立時監事 根岸秀羽
丸山満彦

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第81条 設立時社員（設立時正会員）の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC)

住所 東京都千代田区内神田 2-12-6 内神田OSビル4階

設立時社員

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 (JAIPA)

住所 東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル6F

(法令の準拠)

第82条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本インターネットガバナンスフォーラム支援機構設立のため、この定款を作成し、設立時社員代理人が次に記名押印する。

設立時社員

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC)

設立時社員

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 (JAIPA)

上記設立時社員 2名の定款作成代理人
弁護士 根岸 秀羽